

議案第25号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

資料3 旧被扶養者減免の減免期間の見直しに係る被保険者に対する通知文案

(案)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

国民健康保険加入世帯 世帯主 さま
(旧被扶養者に係る減免適用世帯)

宝塚市国民健康保険課長

旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免の取り扱いが変わります

平素より国民健康保険事業の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

勤務先の健康保険(被用者保険)の加入者が、75歳に到達するなどして後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その世帯の65歳以上の被扶養者(ここでは「旧被扶養者」と言います。)が新たに国民健康保険に加入する際は、その加入月から国民健康保険税の減免が適用されています。

これは、旧被扶養者がそれまで保険料の負担がなかったことを考慮し、保険税の負担緩和を図るために実施されているもので、例えば、75歳になった人に扶養されている65～74歳の配偶者などが対象となっています。

この減免については、国からの通知により全国的に同じ基準で適用されていますが、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の見直しにあわせ、平成31年度から国民健康保険税においても、減免の期間が変わることとなりました。

変更内容は下記のとおりです。平成31年度の保険税額は、納税通知書でご確認いただきますようお願いいたします。

記

【減免期間の変更について】

課税区分	減免率	平成31年3月まで (変更前)	→	4月から (変更後)
平等割額(一世帯当たりの額)	最大50%減免	当分の間	→	加入から2年間
均等割額(加入者一人当たりの額)	最大50%減免	当分の間	→	加入から2年間
所得割額(所得に応じて計算)	100%減免	当分の間		(変更なし)

減免期間については、これまで「当分の間」の適用とされていたものが、「国保加入日から2年間まで」の適用に変更となります。そのため、平成29年4月以前に旧被扶養者として国保に加入された人については、所得割額を除き減免が適用されないこととなります。

《例》 平成29年4月1日から旧被扶養者(年金収入170万円(所得50万円))の方
1人のみが国民健康保険に加入された場合の年間保険税額

(計算例)	減免前	→	平成31年3月まで	→	4月から
平等割額	30,100円	→	(5割減免) 15,000円	→	(減免終了) 30,100円
均等割額	40,500円	→	(5割減免) 20,200円	→	(減免終了) 40,500円
所得割額	17,900円	→	(全額減免) 0円	→	(全額減免) 0円
保険税額	88,500円	→	35,200円	→	70,600円

※世帯構成、所得状況、軽減適用の状況により内容が異なります。